

# 静岡県境界問題連絡協議会活動方針

## 事業計画

令和元年 11月19日 第1回静岡県境界問題連絡協議会



会員から境界問題に関する質問を募集 (注1 参照)

令和2年 5月末



幹事会 (注2 参照)  
(必要の都度開催)

令和2年 11月

境界問題連絡協議会 (注3 参照)

※毎年このようなスケジュールで行っていきます。  
ご承知おき願います。

注1) 「境界に関する質問の募集について」

会員から境界に関する質問を募集します。(例えば、用地買収に伴い公図と現地が一致していないため、登記処理に困難をきたしている。山林地域の用地測量に伴い、隣接者等が未相続で境界の確認業務が出来ない。過去に地籍調査を実施した地区で法14条地図として成果が収められてはいるが、現地との測量誤差が大きく、その後の境界確認処理が困難な地域がある等、さまざまな境界に関する質問事項が想定されます。)

質問事項がある程度まとまった時点で、幹事会の前に静岡地方法務局に相談を掛けて検討して頂き幹事会に臨みます。

注2) 「幹事会の内容について」

幹事は、年2～3回の幹事会を予定しています。会員から出された質問に対し、幹事会にて内容の検討を行います。必要に応じて(希望があれば)質問した会員に事情説明等の為に同席頂くことも検討します。

幹事会にて、境界問題の処理方法について方向性が定まった場合は、協議会において回答を報告します。

注3) 「境界問題連絡協議会について」

境界問題連絡協議会では、幹事会に出された質問の他、事前に受け付けた質問に対して、幹事会より回答し県内の事例としていきます。

また、質問を出された会員と同様の事例をどのように解決したかについて、同様の経験のある行政機関と意見交換を求めます。

必要に応じ顧問の意見も求め、当問題についての解決法等を県内の関係者で情報共有を行います。